

「延長後の世界で我々は何をすべきか」
著しく短縮して語る
著作権延長問題の
経緯と
これから

2019.1.10
@東京ウィメンズプラザ

福井健策
弁護士(日本、ニューヨーク州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授

保護期間延長問題の経緯①

1710年	最古の著作権法・アン女王法が施行。保護は原則「発行後14年又は28年」
19世紀～	知的成果の複製と流通が増大。著作権も長期化へ
1993年	EUが統合に伴い死後70年に期間を統一
1998年	米国で死後70年などに延長。違憲訴訟の結果は7対2で合憲。以後、欧米は他国に延長要求を開始
2006年	権利者団体が延長要望。文化庁が検討開始。青空文庫が反対継続。延長問題を考えるthinkCが発足
～2010年	文化審議会「保護利用小委員会」と「基本問題小委員会」は、賛否の論議を尽くした上で延長を事実上見送る

懸念意見：

「遺族の収入増加はわずか」※作品の市場での寿命(丹治ほか)
「権利処理の困難化によるビジネスや二次創作停滞、作品散逸」
「民間の負担増」※使用料収支は年8766億円赤字(2017日銀)

保護期間延長問題の経緯②

2011年	TPPで米国提案による知財条項案が流出。「死後70年」ほか
12年12月	CCJP、MIAU、thinkCによってthinkTPPIPが結成
この頃から	政府説明会に多数の知財関係団体が参加。政府は「延長問題と非親告罪化は重要な問題、各国が激しく対立」と説明
13年3月	米国議会で著作権局長が保護期間の部分短縮を提案
14年7月	各国有力NPOが連名でTPP延長反対の国際声明
同7月	thinkTPPIP、110団体と3637名連名の緊急声明を提出
16年12月	政府が前倒しで20年延長の国内法、「TPP発効と共に施行」
17年1月	米国がTPP協議離脱。その後米国を除く11か国によりTPP11の協議開始、保護期間延長については各国の反対が強く凍結
同11月	政府、EU-EPAでの延長合意を4ヶ月遅れて公表（未発効）
18年3月	TPP11署名
18年6月	延長凍結にもかかわらず、日本では延長維持の整備法を可決
12月30日	TPP11が発効、即日保護期間延長。change.orgで署名開始

何がどう変わるのか

- ・原則：著作者の死亡翌年から50年 ⇒70年
 - ・匿名・変名・団体名義：公表翌年から50年 ⇒70年
 - ・映画：公表翌年から70年 ⇒変わらず
 - ・実演・音源：実演・発行等の翌年から50年 ⇒70年
- ※12/29に存続中の作品が延長（藤田嗣治・村岡花子）、消滅済みは復活せず（乱歩・谷崎・プー…）
- ・戦前・戦中の連合軍作品：「戦時加算」による延長
⇒「20年延長とバーターで撤廃」との主張
⇒政府交換公文「加算は存続」「民間の対話を歓迎」
⇒現時点では「死後80年」国

我々には何ができるのか

- ・アーカイブの振興(民間・公共、ジャパンサーチ)
 - ・絶版など市場で流通していない作品の活用策
 - ・更なるオーファン(権利者不明)作品対策
 - ・戦時加算の撤廃努力
 - ・パブリック・ライセンス、「権利表明」の普及
 - ・デジタルライセンス市場の充実
- ※情報のルールメイクはどうあるべきか